

「指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面・注意喚起文書」新旧対照表

平成26年3月20日  
(下線部分変更)

新	旧
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買（<u>買方</u>の場合は転売、<u>売方</u>の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買（<u>買い方</u>の場合は転売、<u>売り方</u>の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することも可能です。</li></ul>
<p><u>指数先物取引及び指数オプション取引の仕組みについて</u></p> <p>指数先物取引は、大阪取引所が定める規則に従って行います。</p> <p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 取引の方法<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 対象指数 取引対象の指数は、日経平均株価指数（大阪取引所）となります。</li><li>(2) 取引の期限</li></ul></li></ul>	<p><u>指数先物取引及び指数オプション取引の仕組みについて</u></p> <p>指数先物取引は、<u>東京証券取引所及び大阪証券取引所など各金融商品取引所がそれぞれ定める規則に従って行います。</u>（各金融商品取引所で、用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっております。）</p> <p>1. 指数先物取引の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 取引の方法<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 対象指数 取引対象の指数は、日経平均株価指数（大阪証券取引所）となります。</li><li>(2) 取引の期限</li></ul></li></ul>

新	旧
<p>指数先物取引は、大阪取引所が定める月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（大阪取引所が定めるところにより、日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。</p> <p>(3) 日中取引終了後の取引</p> <p>指数先物取引では、<u>大阪取引所が定めるところにより、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。</u></p> <p>(4) ストラテジー取引</p> <p>指数先物取引では、大阪取引所が定める範囲内で、複数の指数先物取引の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができますが、当社では取り扱いはございません。</p> <p>(5) 制限値幅</p> <p>指数先物取引では、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないよう、基準値段から、大阪取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。</p>	<p>指数先物取引は、<u>大阪証券取引所が定める月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（大阪証券取引所が定めるところにより、日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。</u></p> <p>(3) 日中取引終了後の取引</p> <p>指数先物取引では、<u>大阪証券取引所が定めるところにより、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。</u></p> <p>(4) ストラテジー取引</p> <p>指数先物取引では、<u>大阪証券取引所が定める範囲内で、複数の指数先物取引の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができますが、当社では取り扱いはございません。</u></p> <p>(5) 制限値幅</p> <p>指数先物取引では、相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないよう、基準値段から、<u>大阪証券取引所が定める一定の値段を加減した制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。</u></p>

新	旧
<p><b>2. 指数オプション取引の仕組みについて</b></p> <p>指数オプション取引には、東証株価指数（TOPIX）オプション取引や日経平均株価指数オプション取引などがあり、商品ごとに大阪取引所が定める規則に従って行います。</p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(1) 取引の対象</p> <p>取引の対象は次の2種類とします。</p> <p>a 指数プットオプション</p> <p>対象指数の数値が権利行使価格を下回った場合にその差に大阪取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利</p> <p>b 指数コールオプション</p> <p>指数の数値が権利行使価格を上回った場合にその差に大阪取引所が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利</p> <p>(2) 取引の期限</p>	<p><b>2. 指数オプション取引の仕組みについて</b></p> <p>指数オプション取引には、東証株価指数（TOPIX）オプション取引や日経平均株価指数オプション取引などがあり、商品ごとに<u>東京証券取引所及び大阪証券取引所など金融商品取引所</u>が定める規則に従って行います。<u>（大阪証券取引所で、用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっております。）</u></p> <p>○ 取引の方法</p> <p>(1) 取引の対象</p> <p>取引の対象は次の2種類とします。</p> <p>a 指数プットオプション</p> <p>対象指数の数値が権利行使価格を下回った場合にその差に<u>大阪証券取引所</u>が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利</p> <p>b 指数コールオプション</p> <p>指数の数値が権利行使価格を上回った場合にその差に<u>大阪証券取引所</u>が定める数値を乗じて得た額を受領することとなる取引を成立させることができる権利</p>

新	旧
<p>指数オプション取引は、<u>大阪取引所が定める限月取引に区分して行います。</u></p> <p>(3) 日中取引終了後の取引 指数オプション取引では、<u>大阪取引所が定めるところにより、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。</u></p> <p>(4) ストラテジー取引 大阪取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができますが、当社では取り扱いはございません。</p> <p>(5) 制限値幅 相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないよう、大阪取引所は、制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。 大阪取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。</p>	<p>(2) 取引の期限 指数オプション取引は、<u>大阪証券取引所が定める限月取引に区分して行います。</u></p> <p>(3) 日中取引終了後の取引 指数オプション取引では、<u>大阪証券取引所が定めるところにより、日中取引終了後にもセッションが設けられており、日中取引終了後の取引が可能となっています。</u></p> <p>(4) ストラテジー取引 大阪証券取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができますが、当社では取り扱いはございません。</p> <p>(5) 制限値幅 相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないよう、大阪証券取引所は、制限値幅（1日に変動し得る値幅）を設けています。 大阪証券取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。</p>
<p>○ 権利行使 (2) 権利行使の指示</p>	<p>○ 権利行使 (2) 権利行使の指示</p>

新	旧
<p>買方お客様が権利行使を行う場合には、権利行使日の大阪取引所が定める時限までに金融商品取引業者に対して権利行使を指示しなければなりません。</p> <p>(3) 権利行使の割当て (大阪取引所における指数先物取引及び指数オプション取引の清算機関は株式会社日本証券クリアリング機構となっています。)</p>	<p>買方お客様が権利行使を行う場合には、権利行使日の<u>大阪証券取引所</u>が定める時限までに金融商品取引業者に対して権利行使を指示しなければなりません。</p> <p>(3) 権利行使の割当て (<u>東京証券取引所</u>及び<u>大阪証券取引所</u>における指数先物取引及び指数オプション取引の清算機関は株式会社日本証券クリアリング機構となっています。)</p>